

一般競争入札公告

神契公告第 271 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月24日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 271 号		担当課・TEL	教育委員会学務課	0299-77-7347
事業名	6神栖市立教育施設ごみ回収処理業務委託（その7）				
事業場所	神栖市土合本町四丁目9809番地2 神栖市植松小学校 外3件				
案件概要	可燃及び不燃物回収処理				
履行期間等	令和6年4月1日から 令和7年3月31日 まで				
事業種別	業務委託				
入札参加資格要件	登録区分	物品製造等	登録業種	廃棄物処理、衛生その他環境保護（廃棄物収集運搬）	
	営業所の等				
	総合点				
	営業所の地	市内に本店または支店等			
	技術者要件				専任性
	履行実績				
	その他要件				
設計図書の閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）			
	アドレス	神栖市ホームページ	<a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>		
		入札情報サービス	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshitvotatsu/top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshitvotatsu/top.html</a>		
入札方法	電子・紙種別	電子入札			
入札参加受付（電子入札）	期間	令和6年1月25日 9:00 ~ 令和6年2月6日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。			
質疑・回答	受付期限	令和6年2月1日 17:00	回答日	令和6年2月5日	
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>	回答方法	市ホームページに掲載する <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>	
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。			
入札書受付期間等	電子入札	令和6年2月7日 9:00 ~ 令和6年2月15日 17:00			
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和6年2月7日9:00以降に郵送手続きを行い、令和6年2月15日17:00までに神栖郵便局必着			
入札時注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。			
	内訳書	不要			
	その他				
入札（開札）日時	日時	令和6年2月19日 14:50			
	場所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3			
予定価格	2,040,000 円（税抜）			低入札調査基準最低制限価格	設定していない
入札保証金	免除	契約保証金	免除		
前払金	無			部分払	有
建設リサイクル法		議決の要否	否	長期継続契約	対象外
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●債務負担行為設定事業</li> <li>●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a></li> </ul>				
入札参加資格審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。				